

浄化槽に関する取扱要綱

1 目 的

この要綱は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）及び浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年香川県条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定め、もって浄化槽行政の円滑な運営を図ることを目的とする。

2 用 語

この要綱に使用する用語は、法の例による。

3 浄化槽関係者の遵守事項

次に掲げる浄化槽関係者は、浄化槽による環境の悪化を未然に防止する社会的責任を自覚し、法及び建築基準法（昭和25年法律第201号。）並びに関係諸法令によるほか、ここに規定する事項を遵守するとともに、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽の設置を推進するものとする。

(1) 浄化槽を設置しようとする者

浄化槽を設置しようとする者は、浄化槽の設置については、別に定める「浄化槽の構造に関する要領」及び「設置場所等の基準に関する要領」に従い適切に行うものとする。

(2) 浄化槽管理者

浄化槽管理者は、当該浄化槽の状況を適確に把握し、別に定める「浄化槽維持管理要領」により適切な維持管理を実施するものとする。

(3) 浄化槽製造（輸入）業者

浄化槽製造（輸入）業者は、当該浄化槽の施工が適正に行われるよう施工状況の把握、浄化槽工事業者の指導育成に努め、また設置後の浄化槽の品質等に関する苦情処理等にあたり、浄化槽管理者に浄化槽に関する知識の普及・啓蒙に努めるものとする。

(4) 浄化槽工事業者

浄化槽工事業者は、当該工事着手に当たり、浄化槽設置届出手続きの完了を確認した後適正な施工に努めるとともに、浄化槽管理者に対し、法第7条に規定する設置後の水質検査、当該浄化槽の使用及び維持管理の方法について説明するものとする。

(5) 浄化槽保守点検業者

浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理士に浄化槽管理者から信頼されるよう保守点検を行わせるとともに、浄化槽管理者に法第11条に規定する定期検査を受検するよう指導し、また浄化槽工事業者及び浄化槽清掃業者と協力して浄化槽の管理・機能の向上及び苦情処理にあたり、浄化槽管理者に正しい知識の普及・啓蒙に努めるものとする。

(6) 浄化槽清掃業者

浄化槽清掃業者は、浄化槽管理者から信頼されるよう清掃を行うとともに、浄化槽保守点検業者と協力して浄化槽の維持管理に万全をつくすものとする。

(7) 公益社団法人香川県浄化槽協会

公益社団法人香川県浄化槽協会は、公益社団法人として浄化槽関係業者に社会的使命の重要性を認識させ、浄化槽の製造・施工・保守点検及び清掃に関し指導助言に努めるとともに、浄化槽の型式認定の照合事務及び法第7条又は第11条に規定する水質に関する検査を公正な立場で実施し、併せて浄化槽を設置しようとする者及び浄化槽管理者に正しい知識の普及・啓蒙を行い、

この要綱の円滑な運営が図られるよう関係行政機関に協力するものとする。

(8) 市町、県

県は、各市町の一般廃棄物処理計画に基づき、浄化槽の設置を促進する市町に対し、技術的・財政的援助を行い、生活排水対策の一層の推進を図るものとする。

また、県、市町は、広報紙等の活用により、浄化槽についての正しい知識の普及・啓発を図るものとする。

4 事務の取扱い

浄化槽に係る事務の取扱いは、別に定める「浄化槽設置等事務取扱要領」によるものとする。

5 浄化槽の構造

浄化槽の構造は、別に定める「浄化槽の構造に関する要領」によるものとする。

6 維持管理の方法

浄化槽の維持管理は、法若しくは条例によるほか、別に定める「浄化槽維持管理要領」によるものとする。

7 浄化槽連絡協議会等

(1) 県・市町及び公益社団法人香川県浄化槽協会は、相互間の密接な連絡を保つことによりこの要綱の目的を遂行するため、「浄化槽連絡協議会」を設置するとともに、講習会の実施や広報活動により浄化槽の正しい知識の普及・啓蒙を図り、浄化槽の適正な施工と維持管理に万全を期するものとする。また、苦情等に際しては、相互に協力して改善及び解決にあたるものとする。

(2) 浄化槽連絡協議会の運営は、別に定める「浄化槽連絡協議会実施要領」によるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和60年10月1日から施行する。
- 2 し尿浄化槽に関する取扱要綱（昭和54年）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成4年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。